ギャンブルオンブズマン

（ギャンブル依存症を生む公認ギャンブルをなくす会）

大阪市中央区北浜1-2-2　北浜プロボノビル

事務局　井上善雄（[inoue@peacelaw.jp](mailto:inoue@peacelaw.jp)）

TEL：06-6202-5050／FAX：06-6202-5052

会ブログ：<http://gambl.seesaa.net/>（ﾊﾞｯｸﾅﾝﾊﾞｰ他掲載）

**なくそう！**

**ギャンブル被害**

会報第45号　2016/8/1

/

１／２５　/

ギャンブル依存症を生む

　　　　公認ギャンブルをなくす会

大阪市中央区北浜1-2-2　北浜プロボノビル

事務局　井上善雄（[inoue@peacelaw.jp](mailto:inoue@peacelaw.jp)）

TEL：06-6202-5050／FAX：06-6202-5052

会ブログ：<http://gambl.seesaa.net/>（ﾊﾞｯｸﾅﾝﾊﾞｰ他掲載）

【目次】パチンコ・ギャンブルと生活保護／パチンコ小史(2)／コラム：パチンコ台の不正と‶いたちごっこ〟の歴史をなくせ！、宝くじと脱法・脱税、タバコ警告なみにギャンブル警告を！、勝負とクスリ（ドーピング）、CASINO－ネバダの例－、宝くじに当たれば幸せになれるか、賭博における偶然と必然、ギャンブルと夢、大手監査法人の激安カジノ調査報告書、偽善二題／告白－ギャンブルと生活保護の生活から－／書籍紹介／NEWSピックup

パチンコ・ギャンブルと生活保護

会報43号でも取り上げた。生活保護受給者がパチンコで遊んでいることに対し、市民から不満の声も出ている。曰く、ギャンブルのパチンコに生活保護資金を使うのは不正である。税の節約は当然。行政やケースワーカーは正しく指導すべき。指導を守らないなら支給も停止すべき…。

　これに対し、既に一部行政からの対応がある。一つ目は小野市の2013年3月議決、4月1日付交付・施行の「福祉給付制度適正化条例」である。もし、生活保護費をパチンコ・ギャンブルに使用した例があれば、市への通報を求め、市は受給者に対し指導するというもの。（これについては会報10号で詳しく論じた。）

　もう一つは、別府市や中津市の取組み。受給者のギャンブル使用には注意指導し、是正しなければ保護費の支給停止措置も取るというもの。別府市では、市職員が市内パチンコ店や競輪場を巡回し、受給者を発見すると文書で指導、これに従わなかった者は支給停止となる。2014年度は6人、2015年度は9人が支給を止められていた。

　これに対し厚労省は、生活保護法には直接的にパチンコを規制する規定はなく、支給停止は不適切とした。これにより大分県は、2015年12月、別府市を監査して是正を求めたという。

　別府市のこの取組みには、「人権派」とも「生活保護受給者の利益保護」という立場から、パチンコも個人の自由であって受給者だからといって保護費の停止は行き過ぎという意見がある一方、市民の8割は停止措置支持だったという（2016.3.22産経）。

　まず、生活保護費とは、人の「文化的で最低限の生活水準を保護する」という憲法25条の生存権と福祉国家理想により、困窮の程度に応じ必要な保護として支給されるものである。しかし、その水準は時代や財政（国民の経済負担＝税）水準と関連するが、ギャンブル、パチンコをすることまでが最低限の文化水準とはいえない。これは納税者である低水準の年金生活者の感覚ないし常識である。

　生活保護費を食費など不可欠な支出のために保留せず、受給額のほとんどをパチンコに使う者もいることは知られている。1か月1000～5000円を余興に使うことは許されようが、1か月5万円の受給費のうち3万円あれば生活できるので、残り2万円を全てギャンブル遊興費に使うとなれば可とできようか。もしパチンコ、ギャンブルはもちろん他に収入でもあればその分不要な支給という話になる。

　2015年度の生活保護費は合計3.8兆円で、今後も増大が見込まれる。負担する市民から厳しい意見が出るのは当然だ。別府市が2015年10月に巡回し発見した25人のうち15人は65歳以上で、単身者も多く、「パチンコしか生活の刺激がない」という人もいた。これを是正しないことで国は、パチンコで生活保護費を浪費することを黙認していると産経紙はいう。

　、、という程度こそ違え、ギャンブル依存に足を踏み入れている者は多い。もちろんパチンコができる生活を最低限の保障水準だとはいえない。

人権派は、少額のパチンコにまで行政が介入することを行き過ぎというが、もし、依存症で生活保護費の全額をパチンコやギャンブルに使えば擁護できまい。むしろ、行政に対し、適切な使用を指導したり案内せよというのではないか。

生活保護行政は、パチンコより他の有用必要な支出に充てるべきであり、生活は必要なものを優先し質素にといわざるを得ない。だから、ギャンブルやパチンコへの支出を是といえる筈もない。

実は、生活保護受給金で覚せい剤等の違法薬物を買っている例など、犯罪である使途に使われている事実も残念ながら存在する。多くの真面目な受給者はパチンコなどする余欲はないだろうし、パチンコやギャンブルへ使途するのは少数者の行為であろう。その望ましくない使途をどうするかの指導への問題である。

パチンコがやれるぐらいであれば、生きがいと収入の道として適当な仕事を与えるべきである。国・厚労省はただ金を配ればよいのではない。生活保護者に働くことや生きがいをも提供する責任がある。

なお、この点について、読売オンラインのyomiDr.原記者によるコラム「貧困と生活保護―生活保護とパチンコをどう考えるか―」で詳しく論じられている。アクセスされ参考にされたい。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

**パチンコ小史（２）**

　前号に引き続き、小川和也氏の著書「世紀末パチンコ秘話―釘師50年　30兆円産業の汚点を暴く―」（恒久出版　1996.6.28　1456円+税）から氏のパチンコ体験史を紹介しつつ、パチンコ小史を述べる。（２．つづき）

＜第５章　パチンコの未来が危ない＞

　1988年、警察庁から全遊協にプリペイドカード提案。建前は脱税ワーストのパチンコ業界の是正と暴力団資金源対策。三菱系の日本レジャーカードシステム(株)と住友系のゲームカード(株)のカード購入により、パチンコ店がカード会社からプレー代金を受け取る仕組みにし、売上をガラス張りにするものだった。カード導入は自民党、大蔵、通産、警察が推進したもの。この結果、カード玉貸機利権を生む。

しかし、パチンコ業界はカード導入による多大なコスト負担の上、行政の思惑も外れる。偽造変造カードが横行し、カード会社は損失630億円に。警察はＣＲ機導入を働きかけ、射幸性の強いＣＲ機を認可したり、これを中止変更による疑惑、カード会社は急成長し、カードパチンコの下で客の破局、自殺や主婦売春を含む悲劇が生まれた。

ハイテク「ゴト師」に対する、パチンコ店の驚くべき「遠隔操作」が公然化する。店は「出玉割数設定器」を設置。

パチンコ産業は、遊技機463万台（平成7年末）で実質売上25兆円、店の粗利は15％。業界は行政主導型でＣＲ機中心となる。大企業進出で大型店が続々。

1994年に風俗営業に関する委員会（警察庁）で①暴力団の介入、②買戻しと暴力団介入、③出玉競争と不正改造、④脱税の温床について議論。それまでのフィーバー機による1兆円産業だったものを、射幸性の高い機械の導入を認めて20～30兆円の市場にしたのは警察である。

賞品の95％が換金される。換金を減らすには景品最高限度を現在の1万円から5万円にし、女性向けブランド品提供も。著者は、風適法23条の「買い取りまたは現金の提供の禁止」を変える必要があり、暴力団介入防止には、23条の改正で大阪方式の三店方式を認めてもらうしかないという。

＜第6章　釘師　最後の大仕事＞

　1960年～1995年まで35年間釘師として、オーナーと出玉について相談し、調整した。パチンコ台は直立から奥に13.3ｍｍ寝かせる。ＩＣ以来、短時間での釘操作が可能に。（病を押して朝鮮人オーナーと二人三脚で、平成6年末に新店オープンさせた苦労話。）

　「健全娯楽」といわれるチューリップ式役物機時代までの30年余。射幸性の強い「フィーバー機」でパチンコの本質を覆し、18200店まで増えた。不正なパチンコ機・パチスロ機が頻発した。平成に入って警察主導のプリペイドカード対応ＣＲ機はギャンブルに近い性能を有し、一般ファンへ脅威をもたらした。パチンコファンのＣＲ機離れもあり、店の発展は難しい。少ない消費で楽しめて賞品を得たいという客の願望に沿うには、パチンコ機の見直ししかない。それには店側の膨大な投資がいる。カードシステム下での売上ダウンにより、店をつぶしかねない。大企業の参入で弱小店は廃業の憂き目。

　パチンコの換金に暴力団が介入しているのは、全国店の20％。パチンコファンにとって換金は最大の魅力で、これを失うと面白さが全くなくなり、パチンコ店は存続できない。換金業務は中古売買業者らがファンのためにしている。

　現在、店の過当競争から射幸性を煽る行為がある。このような違法性の高いパチンコ店とファンを考えて見直し、ふさわしい体制を検討する調査機関の設立を求める。

　店は無駄設備や宣伝よりも、出玉に投資した方がよい。現在のＣＲ機は1万円で1時間ももたないことを業界は考え直すべきである。

＜おわりに＞

　業界は、平成に入りプリペイドカードシステムを巡って、業界史上最大の決断に悩まされた。過当競争と莫大な投資の結果がファンに重くのしかかる。健全な娯楽が不健全になってしまいつつある。

　以上が、1996年5月時点での、パチンコの世界に生きた小川氏の体験記である。氏は公安委と警察当局に対しては「批判するつもりはなかった」というも、現在のパチンコは業者への警察天下り利権や業界の利益のため規制本位であることを「告発」している。警察は、ヤミ賭博開帳ともいえるパチンコの脱法風適法営業については黙認しているのである。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

◇◇仲畑流万能川柳より◇◇

宝くじ　買った時だけ　手を合わす（貨車男）　あれこれと　験を担いで　また負ける（安本旦矢）

ツイテない　人で賑わう　宝くじ（小西克明）　落ちていた　パチンコ玉で　この戦果（宮本佳則）

宝くじ　当たる懸賞　当たったの（小松多代）　ギャンブルで　なければ誰が　見る競馬（石橋勤）

コラム　　　パチンコ台の不正と‶いたちごっこ〟の歴史をなくせ！

１．2015年12月14日毎日紙は、くぎが不正に曲げられたパチンコ台が全国に大量に出回り、警察庁が風適法違反の疑いで不正機の回収を業界に求めていることを報じた。メーカーの出荷段階でギャンブル性（射幸性）を高めるもので、大規模回収の可能性という。

　　パチンコ機は、警察庁の天下り団体という「保安通信協会」が検定しているが、その眼も逃れる不正なくぎ曲げがあるという。かなり以前から出回り、警察庁は業界団体を中心とする（社）遊技産業健全化推進機構に対し、2015年4月から調査を依頼していた。6～8月に全国161店の258台をサンプル調査したところ、合格した台と同じものは1台もなかった。一般入賞口には本来10分間に数十個の玉が入るよう求められているも、約6割は全く入らなかったという。

このため警察庁は、「メーカー出荷段階でもくぎ曲げがなされている可能性がある」とし、メーカーらの日本遊技機工業組合に調査を指示した。組合は11月、「全35社のうち11社の調査でメーカー出荷時から検定機と異なる台があった」と警察庁に報告した。そして、パチンコ店と協力して問題機種を回収する方針を決めたという。この回収対象は数十万台という。

２．1台50万円とすると、回収と新台導入ないし改修に要する経費は数百億円以上に上る。売上20兆円以上というパチンコ店業界は、現在パチンコ機だけで295万台以上を設置している。パチンコ台はかつてより減少気味というが、1台ごとがゲーム機能を持った大掛かりなものとなっており、大当たりを増やして射幸性を高めることで客を長くパチンコ台に引き留めるものとなっている。長く賭けさせる（遊ばせる）ためのくぎ曲げの行き過ぎが、やっと警察庁にチェックされたといえる。

　　しかし、大掛かりで組織的違反行為を自主規制で済ませている警察庁のパチスロ行政は、江戸時代の博徒と取締役人の癒着を思わせる。博徒の役人対策はいうまでもなく「にぎにぎ」だった。

３．戦後70年以上にわたるパチンコ・スロットの歴史は、不正機の歴史だった。また、警察庁が遊技業界に深く介入し、利権と天下り度を深め、高めた歴史である。

　　業界は、パチスロ客の奪い合いの下で、談合と談合破りを繰り返し、釘師やコンピューター制御による全店から個別台までの調整を当然としてきた。当局の指導の下、競争のカルテルたる調整のレベルを「健全化」「統一化」させてきた。しかし、次々と投入される新機種の下では完全な統一はあり得ず、またメーカーやホールによる調整が黙認されてきたといえる。そして、その程度が「行き過ぎ」となると警察庁が介入し、監督機関とその業界の対応組合やシステム作りを繰り返してきたのだった。

　　メーカー、ホール、警察は、「過当競争はやめて適当に儲けよ。パチスロ客からボッタクリは控えよう」という談合をしてきたのである。しかし、この談合がうまくいかない理由は、①メーカーとホールの利害（新機種の増加、価格高騰、メーカー間の競争）、②ホールの大量店と中小店の競争（大店舗（500～1000台以上）の進出により、中小店（100～300台）が窮迫閉店や倒産）、‶生き残りのための客確保作戦〟がある。③これに警察もトップの業界天下りから警察の職域確保のためのバランス調整までのために、パチンコ行政は「締め付け」と「緩和」の繰り返しを続けてきたのである。

４．パチンコ・パチスロ機の不正をなくす方法は一つしかない。

アメリカ等のカジノでもスロット機というマシーンギャンブルはその比重を高めている。そこには厳正なルールが存在する。それは、そのスロット機（マシーン）に一切手を加えてはいけないというものである。もちろん、メーカー段階での厳正な点検と検定の合格が求められている。そして店も、その機械に手を加えることが禁止されている。もし違反すれば、その店、起業は「営業取消」という閉店・倒産のリスクを背負うことになる。

日本のパチンコメーカーとパチンコホールは、そのようなリスクを背負っていないからルールを無視してしまう。店自身が釘師やコンピューターの管理者を雇っているぐらいだから、調整をわざとやらせているようなものである。これが日本のパチンコ・スロット業界の不正の温床である。

５．パチスロは結局換金され、ギャンブルの一種となる。そして、日本唯一の民間賭博である。そもそも賭博にはイカサマ詐欺がつきものだとはいえ、機械を調整して‶当たり〟の結果を変えることは詐欺賭博に他ならない。警察が検挙しない犯罪だからである。

日本の警察は、パチンコ界からヤクザ（暴力団）を追放したという点では「功績」を残したが、その賭博脱法システムの一翼を担う存在となった。警察は、風適法の所管業務と古物商の所管業務を共に握る。本来は犯罪の取締まりに専念するべき組織であるが、左手に営業の利権を握ってしまうと、右手で営業の正しい取締りをすることはできない。

パチンコ・スロットはダンスホールやナイトクラブの風俗営業レベルでない。ギャンブル（賭博）産業としての真実を正しくとらえ、風営法の許可利権と犯罪取締権限を分けることが必要である。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（よ）

宝くじと脱法・脱税　―くじを景品とする違法と当たり券贈与の脱税―

１．宝くじは、法律上受託した業者（再受託者を含む）でなければ販売することができない（当せん金付証票法６条）。

しかし、小売業者が販売促進営業のために宝くじを景品として使うことがよく行われている。小売業者が宝くじを買うことは禁止されないが、それを販促用の具として使うことは、小売業者として売りたい商品と抱き合わせで売っている（景品であってもその対価をコストとして評価している）ことにならないだろうか。

証票法は、300円の宝くじを買ってそれを400円で売ることも禁止しているし、200円で売ることも禁じている。タダの0円なら販売でなく無償譲渡（贈与）になるから転売にならない、というのが現行運用のようだ。（宝くじ券の裏面に転売できない、贈与は可とある。）

景品の場合は贈与と言えるのだろうか。否である。筆者は抱き合わせ販売（転売）と考える。例えば、3000円以上の商品を買った人に1枚あげますというものも、抱き合わせ販売である。こう考えると、商店街や大型店の景品スタイルの宝くじ付きセールも違法であろう。

２．宝くじを買って1000万円を取得しても所得税はかからない（証票法13条）。しかし、当選した宝くじ券をもらった人が当せん金を取得すれば、贈与税が別途発生する。宝くじ300円で1000万円を当てた場合に所得税がかからないが、その当せん券の贈与で1000万円を得た者は、その分の贈与税がかかる。そうでなくてもその分の一時所得（1000万－50万）／2が課税対象となり、申告納税しなければ脱税犯となるのではないか。

　　こう考えると、宝くじには脱税やマネーローンダリングがついて廻ることが少なくない。例えば、父親が買った宝くじが当たっていたとき、その当せん金を自己の財産としたくないため子が買っていたかのようにして当せん金を受け取ってこれを取得すれば、そこには贈与税の脱税がある。銀行も税務当局も誰が買ったのか証明をとらない（持参者を購入者とする）から、堂々と脱税できるのだ。これは宝くじがマネーローンダリング（資金洗浄）の手段となり、宝くじが社会で問題となっている「タックスヘイブン」の一つの場であることを示している。

タバコ警告なみに「ギャンブル警告」を！

　タバコでは販売ケース（箱）に次の広告・警告表示がなされている。

「たばこの煙は、あならの周りの人、特に乳幼児、子供、お年寄りなどの健康に悪影響を及ぼします。喫煙の際には、周りの人の迷惑にならないように注意しましょう。」

「喫煙は、あなたにとって心筋梗塞の危険性を高めます。疫学的な推計によると、喫煙者は心筋梗塞により死亡する危険性が非喫煙に比べて約1.7倍高くなります。」

タバコを吸う本人と周辺への弊害は明白なため、かなり大きな文字でタバコパックの三分の一の面をとって表示されている。

　この論理でギャンブルについていうと、

「ギャンブルは、あなたとあなたの周りの人、特に家族の生活に悪影響を及ぼします。ギャンブルで他人に迷惑をかけないよう注意しましょう。」

「ギャンブルは、あなたにとってギャンブル依存症の危険性を生みます。厚生労働省の委託調査の推計によると、成人男性の8.8％、女性の1.8％の依存者があります。」

　　こうした広告を馬券・車券・舟券の投票券や宝くじの一枚ずつに記載すべきである。

勝負とクスリ（ドーピング）

○　勝負事には「おまじない」「占い」と関わりが深い。2015年に流行したラグビーの五郎丸ポーズは、ボールがゴールしますようにという「おまじない」と「精神統一」が合わさったものだ。

　　戦争や戦闘の際の戦意高揚にも酒・アルコールという「クスリ」が利用された。人類の斗いでは酒だけでなく「アヘン」「麻薬」などクスリが利用されてきた。日本軍の特攻隊は「ヒロポン（覚せい剤）」を常用し、ベトナム戦での米軍は大麻やコカインなどを利用した。戦意維持から慰安までに利用されたのだ。勝負事の極み―しかも手段を択ばない―戦争ではクスリは当たり前のものだった。

○　現代スポーツの世界では、ドーピングといわれるクスリ利用が大問題になっている。ドーピングの「ドープ」とは南アフリカの先住民の狩猟・祭礼用の強い酒をさす。実は、19世紀には競馬（賭け事）で馬にアヘンや麻薬を混ぜたものを与えた事件があり、そこから競走馬への薬物検査（ドーピング検査）が始まった。

○　スポーツ界でも筋肉増強剤の導入がされ、多くの五輪選手も「汚染」された。旧東ドイツは国ぐるみのドーピングだったという。2015年11月以降、ロシア陸上界も揺るがしているし、米国のプロスポーツ界もドーピング疑惑だらけだ。

　　アマチュアであるはずの五輪競技界でも、勝てば名誉だけでなく賞金も入ることから、クスリによる汚染が拡がっているのである。勝負に金が結び付くと、メダルと金は一種の「賭金」となる。この賭けレースに選手本人とコーチ、そして政府までが狂奔する。

○　今やオリンピックは競技場建設やインフラ施設整備からその後の維持、大会マネジメント、ソフト技術、メディア動員、関連グッズ、観光までの一大産業ビジネス領域となっている。政府や地方公共団体は、その企画、看板、スローガンまで金も口も出す。

　　「国家独占資本主義」という古いマル経用語がある。オリンピックは今や「スポーツの祭典」というよりも、政府と地方公共団体、そして企業にとっての広い「宣伝祭り」であり、その運営も商業化・公営事業化が進む。その成功か失敗は企業の収支ではかられ、経費の多くは必ず国民負担、市民負担とされるのである。

ＣＡＳＩＮＯ　―ネバダの例―

○　ＣＡＳＡ（家）がＣＡＳＩＮＯ（別荘）としてフランス南部の独立王国に生まれたのがカジノの始まり。貴族の豪邸サロンでのギャンブルは、限られた貴族のゲームだった。それがアメリカや植民地のカジノになると、貴族の身分参加条件がなくなっていく。

日本に導入しようとしているＩＲカジノは、大衆参加型カジノであり、アメリカンカジノもしくはアジアンカジノとなる。では、そのモデルとなるアメリカンカジノの典型であるネバダ州のラスベガスカジノについて、どういう歴史と現状にあるのかを調べた。

○　1774年独立のアメリカ13州にネバダはない。1848年、アメリカはメキシコからニューメキシコ、ユタ、アリゾナと共に割譲を得た。その後ゴールドラッシュがあり、1864年、アメリカ36番目の州となる。

　　ラスベガスは鉄道会社の分譲地であった。1910年にはギャンブル禁止法が成立したが、その後フーバーダム（現ブールダーダム）建設作業で多くの労働者が集まり、一律禁止にも効果のないギャンブル禁止法そのものの見直しがされ、1931年にギャンブルが合法化される。工事中から観光地や映画産業もあって発展する。このカジノにマフィアが巣食う。以来、長年にわたる連邦・州警察との闘いは有名だ。

　　1946年のフラミンゴ店以来、大型ホテルカジノが建設され、今日のカジノホテルの町ラスベガスが成立していく。ラスベガスは映画、ショー、テレビ、スポーツと一大観光地化されていく。古い統計だが、1993年でカジノホテルは386店、稼ぎ（ＷＩＮ）は60億1810万ドルという（スロット：13.6万台・売上753.8億ドル・収益38億ドル・収益率5.6％、テーブルゲーム：売上121.4億ドル・収益18.4億ドル・収益率15.22％）。スロットとテーブル（ブラックジャック、クラップス、ルーレット、バカラ、ミニバカラその他で4419台）以外にも、ポーカー、ビンゴ、スポーツ賭け、競馬も受け付けて収益を上げている。

○　ネバダ州はゲーム統制局（Gaming Control Board）やゲーム委員会（Gaming Commission）がカジノの統制とゲームの公正運営、監視をしている。もし、日本のパチスロ店のようにスロットマシーンの「出玉調整」をしていると、営業取消、停止、そして莫大な罰金が科せられることになる。

○　日本人がラスベガスのカジノで大金を賭けて負けた例はよくニュースとなる。しかし、ラスベガスでは今も、カジノのギャンブル収入より、ホテル、リゾート、ショーなどの観光収入の方が多い。

　　ラスベガスのショービジネスは有名スターを育てた。ディーン・マーチン、ジェリールイス、ナットキングコール、エルビスプレスリー、ビートルズ、ジョージチャキリス、サミティビスジュニア、サッチモデートリッヒ、ドリスデイ、フランクシナトラ、ペギーリー、ジンジャー、ロジャーヌ、キムノバック、これらの名はあまりにも有名だ。

○　このようにみると、ラスベガスで犯罪、マネーローンダリングその他の弊害と戦い続けたカジノは、成功した観光モデルの一つといえる。

　　ではこのカジノは、いま日本に統合型リゾート（ＩＲ）の成功を示唆するだろうか。答えはＮＯである。ラスベガスのような立地条件、自然観光資源（例えばグランドキャニオン）はない。今現在、候補と名乗る日本のどの自治体もラスベガスのように外国人を含めてカジノ客を呼べない。

　　ＩＲカジノ推進派は、その巨大な建設投資によって潤う経済効果を大きく評価しているが、そのカジノが弊害なく永続するとはいえない。気に入ったカジノを捨てて日本までカジノギャンブルを目指して来るわけがない。

宝くじに当たれば幸せになれるか

　宝くじに当たれば幸せになれると思う人は多い。たしかに大金は家、自動車、海外旅行など豊かさを夢見る人に資金根拠を与えるから、幸せになれると思う人が多い。

しかし、億円の当せんというと1000万本に1本だから、ほとんどは金を失っただけの人が圧倒しているのが現実であるし、もちろん金は幸せを100％保証するものではない。

　実は、宝くじに当たったばかりに不幸になった人もいる。2015年4月25日サンデー毎日によると、アメリカのテキサス州で500ドル（6万円）の当せん金の分け前をめぐって夫婦が争い、夫が妻を銃殺して自らもその銃で自殺するという事件が起きた。銃社会のアメリカならではである。

　宝くじ当せんは事件の発端で、銃社会と夫婦喧嘩が直接の原因ではあるが、宝くじが当たって起きたとんでもない不幸のケースである。

賭博における偶然と必然

　賭博が偶然性のある予測に関して金員を賭けることから、偶然の哲学を引用して賭博を意義付けようという論がある。そのため九鬼周造氏の「偶然性の問題」やドゥルーズの「出来事」論がよく引用される。

　九鬼によれば、偶然には①何かあることもないこともできる、②何かと何かが遇うこと、③稀にしかない、の3性質があるという。この偶然の定義によれば、賭博開帳の例や富くじの発売者には偶然はない。確実に金を儲けるのでは偶然性もないし、射幸心に基づく行為ではない。対等な賭博者の間においてだけ、偶然性に賭ける面が存在し、そこに哲学を見出す者もいよう。

　しかし、勝つことが必然の日本のギャンブル主催者側には、確実に金を儲けるという収益行為でしかない。公営ギャンブルは行政上も収益事業である。偶然性の哲学や遊びの美学で正当化するものはない。むしろ、倫理的観点からいえば、射幸心で人を集め、頭から自分の儲けだけは確保して、残された賭け金を客の間で取り合わせるシステムを行っているのだから、偶然というより必然の収益ビジネスといえ、商売以外の何者でもない。

ギャンブルと夢

１．ギャンブルは人の射幸心の産物であるが、それを肯定的に評価する人からすると「ギャンブルは人の夢」だという。人が簡単に得られないもの、如何に儚いものでも人は夢を見てギャンブルをするのだと。

　　競馬や競輪など公営競技のギャンブルやゲームに金を賭ける賭博は、結果が早く判るので夢という感覚は薄い。宝くじなどはまさに夢を売ると発売元も言うし、客も夢を買うつもりの人が多い。totoは「まさか」は「ありうる」というＣＭをするも、1000万本に1本では確率論でいうと落ちてきた隕石に当たるようなものであり、杞憂ともいわれるムダな（？）当せん期待だろう。逆に言えば、だからこそ「夢」なのかもしれない。

２．ラッセル・グラントという英国占星術師の『Dream Dictionary』という本がある。ギャンブルに関する夢についての解釈やアドバイスが書かれている。

　　著者は、人は１日のうち3分の1は眠っており、そのまた半ばは夢を見ているという（人は起きるとその全ては記憶していないらしい）。医学的にはRapid Eye Movement即ちＲＥＭ（レム）睡眠時に夢を見ている。8時間の睡眠では5回のレム睡眠があるが、最後のレム睡眠時の夢が一番記憶されるという。

　　では、ラッセルのいうギャンブルの夢解釈から。

　①ギャンブルで勝つ夢を見たら、負けると困るような勝負は絶対に避ける。

　②負ける夢を見たら、手っ取り早く利益を得る機会が訪れそう。

　③賭けをする夢を見たら、変化の風が吹いてきそう。

　　これらは常識的なものと言えよう。

　　ただ、次の夢は見たくないだろう。

　④くじの夢を見たら、ロマンスは凶。

　⑤くじ券が夢に出てきたら、家庭内でトラブルが起こりそう。

　　これらは、宝くじやtotoの広告には絶対に載せられない記述である。

　　この他には、サイコロ、賞金、スロットマシーン、トランプ、ポーカー、ルーレット、レース等の記載もある。ルーレットは願い事がことごとく叶わない、トランプは名誉失墜、スロットマシーンは失望など、クールな夢予想が並ぶ。

３．夢は体験が再現されるだけでなく、あり得ないこと、想像外の事実を夢の中で見ることがある。ラッキーな夢も恐怖や悪い夢もある。ただ人が何らか思ったり考えたり想像したことが、夢の中で映像となり会話となるのだろう。映画やテレビがカラー化して今や夢もカラー化している。実は日頃見ていることや考え方と反対の夢見も多い。これが逆夢である。

　　欲望がそのまま夢になることも多いが、逆に未来を考えた夢（予知夢）もある。そして良い夢が正夢になってほしいと思うのが人の性である。

　　このような人の夢を巧妙に利用するのが、現実の賭博場であり、くじ売り場である。

大手監査法人の激安カジノ調査報告書

１．2016年7月号FACTAは、大手監査法人トーマツによる横浜市委託調査「ＩＲ等検討調査報告書」の激安落札を報じている。

　　2015年11月の入札でなんと5万7240円で落札した。他に応募した新日本監査法人は285万円、あずさ監査法人は360万円と比較的低額の入札をしているが、トーマツの入札値は2ケタ違い。特にＩＲなど調査報告が、官公庁市場への参入の足掛かりとされる。赤字でも次の受注への宣伝効果を狙ったものともいわれている。

　　トーマツは他にもギャンブルについて、2012年経産省の「環境問題対策調査委託」で1470万円の予定価格に対して僅か20％での落札など、安値受注を重ねていた。

２．カジノ関係では、トーマツの海外法人「デロイト」がＩＲ業者の監査を多くしており（世界大手カジノ12社の半数）、所有データも多いという。

　　実は、2014年度東京都の「カジノ市場調査」をトーマツは9万7千円で落札、同年度内閣官房の「特定複合観光施設区域に関する海外事例調査」でも9万5040円で落札している。内閣官房の落札時からダンピングとの批判が起こったが、トーマツは「別業務で調査に行くので旅費はなくてよい」と言っていたという。

　　これら3つのカジノ・ＩＲ調査は、海外事例での依存症対策を含むものだった。内閣官房調査書は279頁、東京都調査書は187頁、横浜市調査書は175頁で、受注金額ではコピー代・印刷費さえ賄えない。

３．これら「原価割れ入札」には、カジノ解禁後の利権への下心がある。トーマツはＩＲという新産業へのインキュベーション（哺育…テコ入れのこと）に寄与し、デロイトで培った知見をもとにＩＲの透明化、健全化の促進に助力していくと取材記者に語っている。

　　しかし、ダンピング入札の問題があるだけでなく、かく正義を語るならカジノ導入の露払い役をする前に、およそカジノに限らずギャンブルレースや富くじ（ロト、toto等）、依存症、消費者被害、脱税、マネーローンダリング、犯罪の発生、ジャンケットを含む反社会グループ・犯罪集団の介入の弊害、カニバリゼーションまでの負の経済効果をも紹介し、射幸心本位の企業と経済、パチンコやゲームによる反教育と環境悪化について、公正な情報を提供すべきであろう。

４．ギャンブルオンブズマンは、これらカジノ調査報告書を入手したが、報告は、カジノ（ＩＲ）導入を当然視し、導入を前提とした問題の一部への限定的な対応策の例を紹介する偏頗なものである。

偽　善　二　題

１．偽善とは真実を偽り、自らの善をいう言動をいう。政治の世界は国内・国際を問わず、偽善が横行する。否、利のため自らを善と言い正当化しなければ存立しえない不善・悪が多すぎる。立場を替えれば善が悪となることが多い。時（現在）の利益により正当化することは、未来の利益に反する偽善であることも半ばある。

　　さて、本紙でいえば、偽善は第一に公営ギャンブル（公営競技）である。

　　公営賭博・富くじで客から組織的に収益を上げることは、大衆の射幸心につけ込んだ収奪であり、道徳的に悪である。集めた収益を公共のために使うと「善」をいい、「収奪」という「悪」を隠す。ギャンブル事業全体が公益事業と標榜するが、これこそ偽善の最たるものであろう。史実ではないが、鼠小僧が金持ちから金を盗み貧者に投入するのは、盗みを悪という限り偽善である。しかも、貧しい大衆から収奪した金を公共事業に使うというのだから、道義的には鼠小僧以上の偽善である。

　　日本の公営ギャンブルは、第一に大衆収奪、第二にその事業が市民社会と客に被害を与えている点で偽善であるとの批判は免れない。

２．偽善広告もある。ＡＣジャパンは、企業のＣＳＲ（corporate social responsibility　企業の社会的責任）と称し、公共的で社会的な広告を展開する。電通（広告業界のドン）が音頭を取り、1000社から金を集め、新聞等の広告で自ら社会に有益な広告をしているという。

　　しかし、これは日頃の偽りの広告を隠す活動ではないか。

　　第一に、加盟企業の日頃の偽善や不実、不当広告について自らの反省がない。第二に、ＡＣとして公共マナー遵守など「公共広告」をしているが、実は参加企業、特に電通や博報堂などの不法・不当行為には全く触れることがない（避けている）。自らが受注している宝くじやギャンブルにおいて、券の購入やギャンブルへの無差別参加を求める宣伝や購入者を錯覚させる広告は、良識を欠いているが、これには全く触れない。

３．さらに、宝くじ売場やtoto売場の公道の不法占拠をみると、かつてＡＣ参加企業が自動販売機で道路を不法占拠して恥じなかったのと同様の虚偽がある。屋外広告物法規制の脱法広告も少なくない。「ＣＵＰＤＯＫＡＳＴ（カップドカステ）」とも呼んだが、コカ・コーラ、チェリオ、ＵＣＣ、ポッカ、ダイドー、大塚、キリン、アサヒ、サントリー、サッポロ、タバコ、カゴメら企業は、自動販売機の公道の不法占拠に対して市民運動が起こり、自販機を撤去させられた歴史がある。

告白　　　　　　　ギャンブルと生活保護の生活から

依園　紹子

　私はパチンコがやめられない。10年前から生活保護を受けて、今は月10万円をもらっている。医療費はタダ（別途全額支給）だから衣食住を考えて生活に困らないよう使うようにと、ケースワーカーに言われている。けれど、そんなきちんと生活設計なんてできない。生活保護を受ける前に私の母の兄から、働いて一人前の暮らしをしたらどうかと就職先を世話されたけど、働く気はない。ブラブラして貰える金でやっていけたらと思っている。

仕事をすると体がエライし、おもしろくない。高校も形だけ卒業したことになってるけど、勉強なんてほとんどしていない。メールはできても日記なんて書けない・・・というより、ダサいし書きたくない。新聞も読まない。ファッション誌はみるけど、高い服は買えないからもらい物の服かスーパーでハンパ物を安く買ったらいいと思っている。ユニクロやしまむらで買うこともあるけど、家ではパジャマが中心。

　食事は近くのスーパーに夜になって値引きされた出来合いのものを買いに行く。アパートはＵＲだから最低限でも4万円、それに水道光熱費、ＮＨＫとスマホに2万円近くいるから食費は少ない。

だから、パチンコに行くと食費にも困るけど、やめられない。以前、本当に食べられなくなってしまったことがあって、パチンコは最大月2万円と一応決めたけど、ついついやめられず、生活費を全部使ってしまった。ＮＨＫ代はかなり前から支払っていないし、ガス代も支払えず止まったままになっている。スマホと水道と電気代は遅れ遅れで支払って、それだけは止められないようにしている。

　こんな暮らしでパチンコをして食費に困って、何度か伯母さんちに行って食べさせてもらった。何度注意されても私がパチンコをやめないから、ついに二度と来るなと言われてしまった。

この出入り禁止の前に、伯母さんはＨ市の生活保護課を訪ね、私に厳しく指導するように言ったそうだ。すると課の人は、生活保護費で渡した金は受給者が考えて自由に使うものだし、干渉すると人権侵害になると言ったらしい。それで伯母さんは、税金を運用する行政が何も動かないのなら、自分も姪のことだからと心配するのもやめると怒ってしまい、突き放されてしまった。出入り禁止になって5年になる。

　私に対する近所の人の眼は厳しい。私が働かず、生活保護費でパチンコをしているのが少しずつ知られるようになったから。それでも伯母さんのように干渉されないならそれでいい。

パチンコでは5回に1回は1～5万円を儲けてる。勝ったときは縁起か良いので宝くじを買ったこともある。だけど一度だけ1万円が当たっただけ。それも5万円分買っていたからんだから、パチンコよりよっぽど効率が悪い。

よくパチンコ店で会うおじいちゃんはケイリンもしていて、サテライトというところに連れて行ってもらったことがある。だけど中高年の風体の良くない人ばかりで、雰囲気が悪い。1万円を損して、それっきり行っていない。

ケースワーカーの人は、働いたり貰ったお金は申告してくださいと言うけれど、パチンコはいつも負けてばっかりと答えている。パチンコをして勝った収入などそれ以上聞かれもしないから知らん顔でいる。本当は勝った金もまたパチンコに使うから、年に50万円以上損をしている計算になる。その分、食費を減らすしかない。

今年に入ってパチンコＣ店が、来店者にケーキを出してくれたりするようになった。甘いもの好きな私は朝早くから並んで、必ず貰えるようにしている。

やっぱり私はパチンコをやめられない。

書籍紹介　本紙の書評は、広く読者層のために本を紹介し購入を勧めるものではない。専らギャンブルの負の側面も含めて事実を公正に伝えているか、正しくギャンブルを視るに役立つかどうかという点に注目している。作者個人の人となりや功罪を批判するよりも、書かれたものからそのギャンブルを巡る視点、その運営組織、収益、利権者らを批判的に評するものになる。

１．『ブレーキのない自転車』　下重暁子　（2012.7.30　東京堂　1500円＋税）

　　著者は、率直に自分のまっすぐな生き方を、「競輪に使われる自転車にはブレーキがない。自転車はバックすることはできず、前向きに進むしかない」ことから「ブレーキのない自転車」という。

　　著者なりに、お飾りの自転車振興会会長となるも、自分の考え方によって、役所（天下り役人を含む）のいいなりにはならなかったという在職中の6年間（2005～2011）について、雑誌『週刊文春』や『新潮45』のコラムで書いたことをまとめている。

　　著者は、天下り組織の振興会、現在のＪＫＡをプロパー化し、女の眼で自らは「自転車に乗れない」といいつつガールズ競輪をやり、民主党主導の事業仕分けと戦ったことも加え、苦悶したことを書いている。本質的には競輪好きの作家らを紹介し、競輪礼賛論で一貫している。

そこには、ケイリンによる負の側面、犯罪、騒乱、悲劇、脱税、利権の闇と負の世界は全く無視されている。ギャンブル依存の問題をどうするのかの視点もない。

競艇の日本財団の会長となった曽野綾子氏に続いて、振興会が下重氏を会長にしたのは、その裏に既に両団体とも組織や活動の行き詰まりや隠されたスキャンダルがあったのだった（振興会ではいわゆる産研問題）。しかし、これについても述べていない。

結局、期待された振興会・ＪＡＫによる競輪と、二輪自動車ギャンブル事業の存続に貢献したと自他ともに言えることはしたという。それがブレーキのない自転車の6年間だったと言いたいのだろう。監督官庁の天下り会長ではなく、一般民間著名人（？）の天下り会長。競輪・オートレースの廃止は採算が取れずに止めるところが出ているが、自らがその役割や社会問題を問い直して存廃を考えることはしなかったし、それでよい、というのが本書の内容である。

皮肉に言えば、儲けしか考えない「ブレーキのないケイリン」である。現在の公営競技を告白しているようだ。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（Ｙ）

２．『花札（ものと人間の文化史167）』　　江橋崇　（2014　法政大学出版　3500円+税）

　 『かるた（ものと人間の文化史173）』　　同　　（2015　同　　　　　　3500円+税）

　この2書は、法政大学出版の「遊び・ギャンブルシリーズ」の増川宏一氏に続くもので、ギャンブル問題の研究に大いに参考となる。賭博を取り締まる法制や花札やかるたが庶民に広まった事情にも詳しい。近年の出版であるため、かるたもカラーで紹介されている。

　テーマは花札やかるたという「文化」の紹介であるが、賭博としての花札やかるたにも大きく章を設けている。かるたについていえば、16世紀に伝来したカルタが賭けゲームとして伝わり、日本でも独自に発展した。江戸時代に賭博系カルタが広まって取締りが厳しくなったが、江戸中期の吉宗将軍時代からかつての中国の「唐律」から「明律」「清律」を取り入れて制定法化した。それが「御定書百箇條」である。

　そして、人生や全財産を賭ける非日常の賭けと、小さなゲームの賭けを区別し、小賭博は軽罪としてこれが明治以降の法制につながっているという。

　江戸時代は刑罰法規の実効性のため、身体刑の罰から罰金刑を導入したが、その下限が5両であり、本人が払えないときは五人組、町役人、町内が代納する連帯責任を定め、町内の相互監視を目論んだ。

　その他、かるたや花札の具の製作や販売、明治政府のバクチ取締の変遷にも詳しく、刑法規定とトランプ、花札などの骨牌税導入と廃止にも詳しい。

　ちなみに本シリーズ本には、既に会報で紹介したが増川宏一著『賭博（40-1～3）』だけでなく、『将棋Ⅰ,Ⅱ（23-1,2）』『盤上遊戯（29）』『碁（59）』『さいころ（70）』『すごろく（79-1,2）』『合せもの（94）』『チェス（110）』の遊戯史シリーズがある。

　江橋氏は1942年生まれで、法政大学法学部教授を経て同大学名誉教授となり、遊戯史学会副会長である。同氏によると、段ボール箱十数個の史料整備から始めて、史料を読み直して本書を著された。氏は「日常の交際での飲食物を賭ける程度は合法」と確認され、かるたを含むゲームが「頭脳スポーツ」「健康マージャン」「カルタとり」として文化ゲーム・伝統ゲームとなることを強く求められている。

　この理からいえば、収金中心のギャンブル、公営競技や宝くじ・toto、換金システムのパチスロなどはそれらを企画主催するものは大博徒であり、江戸時代なら獄門･流罪というところであろう。

３．『消費者法ニュース　107号』　（消費者法ニュース発行会議　2016.4発行）

（１）（290～292頁）福島みずほ・小川敏夫

参議院議員である福島みずほ氏（社民党）と小川敏夫氏（民主党）の投稿がある。福島氏は多重債務者や女性の非正規雇用の実情に触れ、小川氏はカジノが公営競技より賭博性が高く依存症を生む危険性について述べている。いずれも正論。両議員には今後とも国会議員として当選活躍されること、そして現行のパチンコ、パチスロ、公営賭博、宝くじ、totoが依存症をもたらしていることに対しての実効ある抑止システム、治療システムづくりへの活動をされるよう期待したい。

　　　今求められているのは、ウルグアイのホセ・ムヒカ前大統領の言葉を借りれば、金儲けにしか目を向けず物欲・金銭欲に心を奪われていることを改めることである。アベノミクスを信心する政財界は、地球環境や未来社会（子供・孫の社会）への節度ある暮らし、生活へと価値観の変更こそが求められている。

（２）（141頁～）「反貧困・再生シリーズ」司法書士　平野次郎

ギャンブル依存症の被害の現場についての報告。家庭内不和や仕事のストレスからパチンコ依存になった40代女性Ａさんの例を示す。米国アブラハム・マズローズの欲求５段階説（①生理的欲求、②安全欲求、③社会的欲求、④尊厳欲求、⑤自己実現欲求）により、③の満たされなかったことが原因だと分析する。そして依存者にとって、ＧＡは③の場である。日本は③に関し、ギャンブル依存の場を拡げていると問題視する。

ギャンブルＮＥＷＳピックｕｐ　（2016.4.6～7.19）

2016.4.6　　毎日　　1万店パチスロ台5/2～27入替自粛（サミット中）　警察負担軽減のため

　　4.30　　日経　　野球賭博逮捕（斉藤ら）

　　5.2　　 日経　　toto売上10％　新国立の財源法成立。　約400億円賄う

　　5.4　　 読売　　人生案内：ギャンブル依存の弟記事

　　5.21　　読売　　野球賭博開帳で店主と元選手を起訴（笠原、斉藤）

　　5.26　　大阪市　舞洲に観光拠点アイデア募集

　　6.4　　 日経　　違法賭博すぐそこに

　　6.10　　読売　　オンラインカジノ、京都府警5人逮捕　全国初（6.30常習賭博で起訴）

　　6.11　　毎日　　大阪タクシー協会　着服2.1億円「馬券師へ」回収目途なし

　　6.13　　ﾏｶｵ新　　前年売上3割低落

　　　　　　上海　　空港で爆発　インターネット賭博で借金

6.14　　秋田放送　　パチンコ店放火　店に不満

　　6.15　　韓国　　ソウルカジノ店放火　負けた腹いせ

　　　　　　ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ　　ゲッティンカジノ入場人員削減　収入減見直し

　　6.16　　ＦＮＮ　　練馬区女子事務員　710万円着服　パチンコに使う

　　6.18　　ＮＨＫ　「レンタルギャンブル依存症」元依存者による有料出張相談サービス（東京）

　　6.23　　＜カジノパネルディスカッション開催（推進派のもの）＞

　　6.28　　ﾏｶｵ新　　大手ＧＥＧ　低スロットコーナー　ミドル層へターゲット

　　6.30　　済州　　中国人カジノ客に売春あっせんで韓国会社員2人拘束　300万円手数料

　　　　　　ｱﾒﾘｶ　　上位ニュージャージー、ペンシルバニア、ネバダ３州

　　　　　　＜当会　会報第４４号発行＞

　　7.1　　 ﾍﾞﾄﾅﾑ　　カジノ法制にドラフト　東南アジアのＩＲカジノ競争に

　　7.7　　 琉球　　翁長知事、カジノ誘致否定

　　7.9　　 朝日　　大阪府警　大津市の小学校講師をパチンコ店での置引きで逮捕

　　7.12　　朝日　　野球賭博胴元ら逮捕

　　7.13　　日経　　マカオカジノ株　低迷

　　7.16　　ﾍﾞﾄﾅﾑ　　三井企画がベトナムカントーにパチンコ店「ボールゲーム」

　　　　　　毎日　　福島市のパチンコ店で消防士　現金盗み停職３か月

　　7.19　　産経　　中国サッカー強化策で違法賭博　ギャンブル依存が急増

　　　　　　　　　　欧州サッカーでインターネット賭博流行　236人拘束

当会は財政上は専らカンパで成り立っています。

会費・カンパを下記口座までお願いします。

記

りそな銀行　北浜支店　普通０１１５７１９

口座名義：ギャンブル被害をなくす会